



## 3月に学生合宿を予定される皆さまへ



(必ずご一読ください)

3月下旬～4月上旬に年度末を跨いで学生合宿を実施し宿泊料金にかかる補助金を申請される場合、年度末につき、以下の点について、ご留意くださいますようお願いいたします。

なお、令和4年度申請分（令和5年3月31日まで実施のもの）については、提出期限15日以内を厳守していただきますようお願いいたします。（提出期限を過ぎると補助金交付が受けられなくなります。）

### 1. 申請日

「補助事業の最終日から15日以内」かつ令和5年3月31日までの日付を申請日として申請書に記入してください。

例：補助事業実施完了日が「令和5年3月29日」の場合、申請日は「令和5年3月31日」までの日付になります。（※4月以降の日付にならないようご注意ください。）

申請書

(あて先) 金沢市長

合宿終了後15日以内かつ、  
3月31日までの日付

令和5年3月31日  
(2023年)

住所・所在地  
名 称

### 2. 補助事業実施期間

3月下旬から4月上旬に年度を跨いで合宿を実施する場合、補助対象期間は3月31日までとなります。この場合も「宿泊者数×宿泊数＝延べ宿泊人数」が25人泊以上となる必要がありますので、ご注意ください。

申請書及び別紙1（実施期間）

6. 補助事業実施期間

着手 令和5年3月〇〇日  
完了 令和5年3月31日

4月以降にも合宿が継続していても、3月31日までとなります。

ご不明な点などがありましたら、必ず事前に観光政策課担当までご連絡ください。

TEL：(076) 220-2194

FAX：(076) 260-7191

Email：kankou@city.kanazawa.lg.jp